

令和3年度

横浜川崎治水事務所

川崎治水センター事業概要

令和3年6月

# 目 次

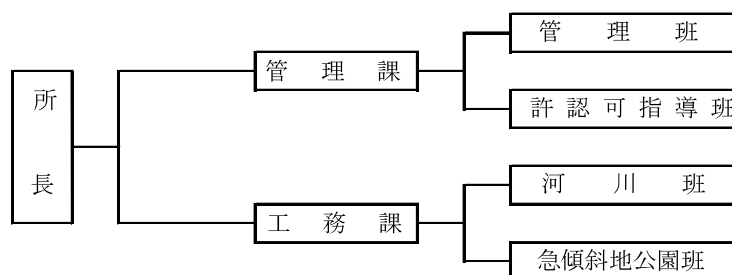
<b>1</b>	<b>組 織</b>	
(1)	沿 革	1
(2)	川崎治水センターの機構	1
(3)	職員の配置状況及び分掌事務	2
(4)	庁舎平面図	2
(5)	行政対象	3
<b>2</b>	<b>所管区域の概要</b>	3
<b>3</b>	<b>予 算</b>	
(1)	令和3年度当初予算指定箇所別事業予算	4
(2)	令和2年度予算執行状況	4
<b>4</b>	<b>事務事業の実施状況</b>	
(1)	令和2年度事業執行状況	5
(2)	令和2年度許認可等事務処理状況	5
<b>5</b>	<b>河川事業の概要</b>	
(1)	事業の概要	6
(2)	管理河川の位置と管理区域	6
(3)	各河川の概要	8
(4)	恩廻公園調節池の概要	16
(5)	令和3年度の主要事業	17
<b>6</b>	<b>急傾斜地崩壊対策事業の概要</b>	
(1)	事業の概要	19
(2)	土砂災害の発生件数	19
(3)	急傾斜地崩壊危険区域の指定・整備状況	20
(4)	令和3年度の主要事業	30
<b>7</b>	<b>土砂災害防止法の概要</b>	
(1)	土砂災害警戒区域の概要	33
(2)	土砂災害警戒区域の指定・調査状況	33
(3)	土砂災害特別警戒区域の指定・調査状況	33
<b>8</b>	<b>公園事業の概要</b>	
(1)	公園の概要	34
(2)	施設の概要	36
(3)	利用促進事業	37
(4)	公園利用者の推移と公園整備の実績	38
(5)	令和3年度の主要事業	39
<b>9</b>	<b>施設開放事業</b>	
(1)	川崎治水センター	41
(2)	恩廻公園調節池管理棟会議室	42
<b>10</b>	<b>主な財産管理状況</b>	
(1)	一般行政財産管理状況	43
(2)	管理指定普通財産管理状況	43
<b>11</b>	<b>水防業務の概要</b>	
(1)	水防配備基準と配備要員	44
(2)	令和2年度の水防業務	45

# 1 組織

## (1) 沿革

- 明治32年 1月 神奈川県第1区土木係派出所として、神奈川県庁内に事務所を置き発足。
- 大正 7年 7月 川崎土木派出所と改称し、橘樹郡役所内に移転。
- 昭和 2年 5月 川崎土木出張所と改称。
- 昭和18年 5月 川崎市京町1-1-13に新築移転。
- 昭和35年12月 川崎土木事務所と改称。
- 昭和42年 5月 川崎市日進町25番地の1 川崎合同庁舎内に移転。
- 昭和47年 4月 神奈川県行政機関設置条例の一部改正（昭和47年条例第18号）により、川崎土木事務所が廃止されたことに伴いその事務の一部を引継ぎ、管理課、用地課、工務課の3課による治水事務所として、川崎市川崎区日進町25番地の1に設置される。
- 昭和48年 7月 神奈川県行政組織規則の一部改正（昭和48年規則第75号）により、工務課を河川課、急傾斜地公園課の2課に改組し、4課制となる。
- 昭和49年 8月 神奈川県行政組織規則の一部改正（昭和49年規則第71号）により、管理課に管理係、許認可係が、用地課に用地係が、河川課に河川係が、急傾斜地公園課に急傾斜地係、公園係が設置される。
- 昭和53年 5月 神奈川県行政組織規則第78条に基づく人事課長通知（人第53号）により、川崎治水事務所東高根森林公園駐在事務所が設置される。
- 昭和53年 7月 神奈川県行政組織規則の一部改正（昭和53年規則第48号）により、用地課の係が廃止される。
- 昭和56年 6月 神奈川県行政組織規則の一部改正（昭和56年規則第108号）により、各課の係が廃止される。
- 昭和60年11月 神奈川県行政機関設置条例の一部改正（昭和60年条例第37号）により、川崎市多摩区生田4丁目25番1号に移転。
- 平成 8年 4月 神奈川県行政組織規則の一部改正（平成8年規則第73号）により、管理課及び工務課の2課制となる。
- 平成14年 3月 川崎治水事務所東高根森林公園駐在事務所が廃止される。
- 平成22年 4月 神奈川県行政機関設置条例の一部改正（平成21年条例第95号）により、横浜治水事務所及び川崎治水事務所が廃止され、横浜川崎治水事務所が設置される。
- 神奈川県行政組織規則の一部改正（平成22年規則第16号）により横浜川崎治水事務所に川崎治水センターが設置される。

## (2) 川崎治水センターの機構



(3) 職員の配置状況及び分掌事務(\*)

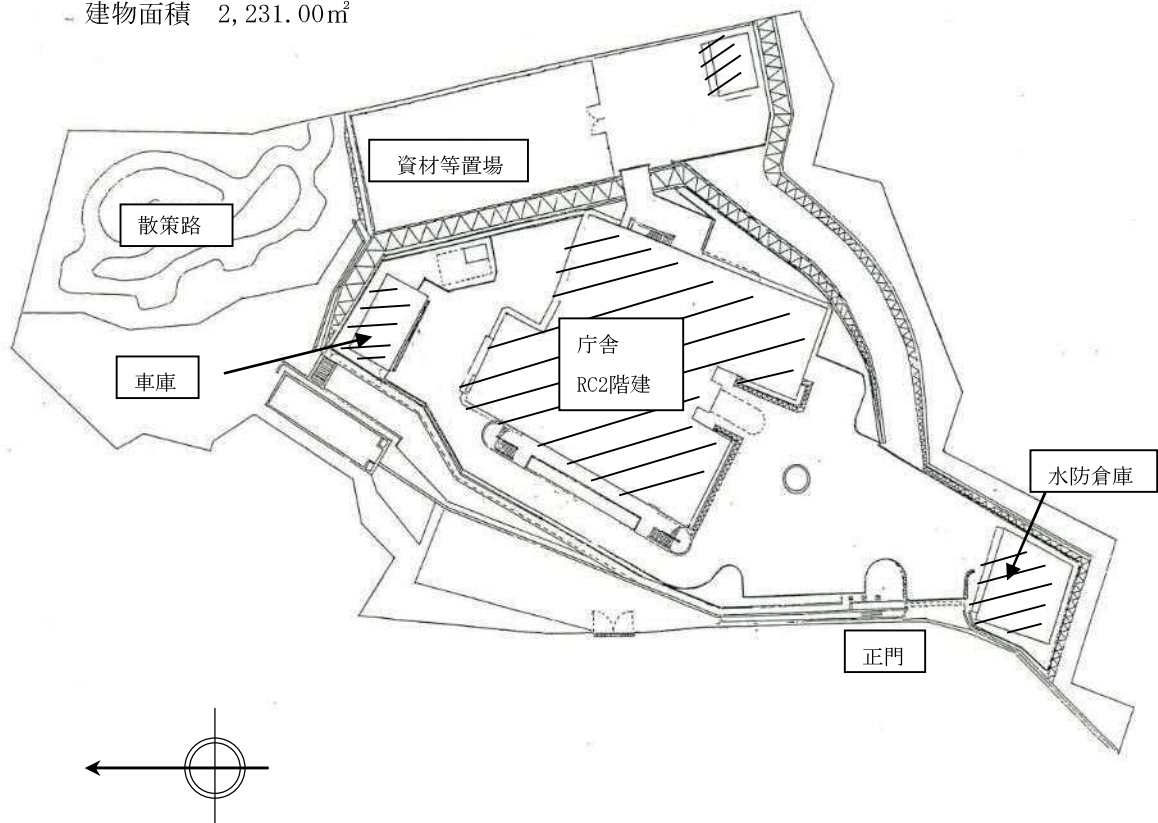
令和3年4月1日現在

組 織	組 織 の 長 又は代表者	分 担 事 務	職 員 数		
			事務	技術	計
所 長	久保 暁俊	所の統括に関すること		1	1
管 理 課	次長兼管理課長	秋山 敏幸	所長の総括補佐, 課の総括に関すること		
	管 理 班	海老原 成介	予算・経理・財産管理等に関すること		
	許認可指導班	藤江 正明	許認可・事業用地の管理等に関すること		
工 務 課	工 務 課 長	城田 剛人	課の総括に関すること		
	河 川 班	成田 相徳	河川事業に関すること		
	急傾斜地公園班	三善 泰雄	急傾斜地及び公園事業に関すること		
計			11	12	23

(4) 庁舎平面図

敷地面積 8,830.64㎡

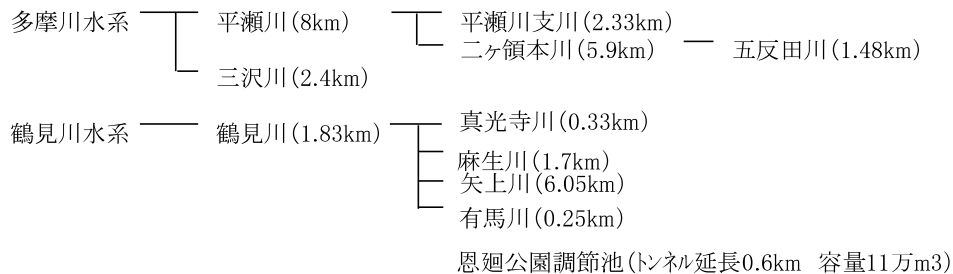
建物面積 2,231.00㎡



(5) 行政対象

ア 河川

川崎市内を流下する一級河川のうち国土交通大臣の指定する区間の管理  
総延長 30.27km (鶴見川の恩廻公園調節池の管理を含む。)



イ 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定された急傾斜地崩壊危険区域における崩壊対策工事及び維持管理

市内指定区域 102箇所 総面積 178.14ha

(区別内訳：幸区 2 中原区 2 高津区 48 宮前区 11 多摩区 16 麻生区 23)

ウ 県立公園

市内の県立公園の管理 (整備)

東高根森林公園 面積11.8ha (開園面積)

平成18年度より指定管理者制度の適用を受け、維持管理・運営は指定管理者「東高根森林公園パートナーズ」が行っています。

エ 県道

市内の県道にかかる廃道敷地管理 (現道管理は川崎市が行っています。)

d

2 所管区域の概要

当所の所管区域である川崎市は神奈川県北東部に位置し、北は多摩川を境とし東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、西は多摩丘陵をひかえ、東は東京湾に臨んでいます。

東西に長く、南北に狭い帯状をなしており、地質は台地と沖積層に大別され、南西部は多摩丘陵、北側は武蔵野台地、西側は境川相模台地に属しています。

丘陵地の表面は関東ローム層で覆われ、多摩川の河口付近は同川が土砂を運搬堆積して陸地となった沖積層で覆われています。また、北西部の一部丘陵地を除いて起伏が少なく、神奈川県下でも比較的平坦な地域となっています。

南部 (臨海部) の重工業地域と、北部 (内陸部、丘陵部) の住宅地域という性格の異なった地域の結合により都市が形成されています。

所管総面積は144.35km<sup>2</sup>、管内人口1,539,946人でそれぞれ県内の6.0%、16.7%を占めています。

(令和3年4月1日現在)

### 3 予算

#### (1) 令和3年度当初予算指定箇所別事業予算（事務費を除く）(\*)

事業別	令和3年度		令和2年度	
	箇所数	予算額	箇所数	予算額
河川関係	11	892,200千円 (61.8%)	15	1,444,001千円 (142.5%)
砂防関係	15	281,500千円 (122.8%)	12	229,300千円 (55.7%)
公園関係	3	124,586千円 (95.8%)	3	130,086千円 (74.4%)
合計	29	1,298,286千円 (72.0%)	30	1,803,387千円 (112.7%)

\* ( ) 内は前年度対比を表しています

\* 前年度補正予算を含みます

#### (2) 令和2年度予算執行状況(\*)

##### ア 収入

種類	内容	金額(円)
使用料	行政財産使用料	17,452
	東京湾使用料(横断工作物)	3,773,422
	河川使用料	86,517,827
	水利使用料	2,286,761
	公園使用料	4,273,766
財産運用収入	土地建物貸付収入	660,000
延滞金、加算金及び過料等	延滞金	2,100
立替収入	会議室使用に伴う光熱水費等	223,072
	公園使用に伴う光熱水費	0
雑入等	資料提供に伴う複写代等	51,150
合計		97,805,550

##### イ 支出

種類	内容	金額(円)
総務管理費	一般管理費等	16,894,069
土木管理費	土木総務費等	23,589,179
河川海岸費	河川維持費等	1,770,750,180
砂防費	施設維持費等	245,963,249
都市計画費	公園費	155,212,198
合計		2,212,408,875

\* 県会計管理システムを基に作成しています

#### 4 事務事業の実施状況

河川法、都市公園法及び急傾斜地法等の関係法令にもとづき、各種工事を施工し地域の生活環境の改善を図っています。

また、河川法、急傾斜地法、都市公園法等による各種許認可、境界確定を行うなど迅速な事務処理と適正な行政指導に当たり、所管施設の管理に万全を期しています。

##### (1) 令和2年度事業執行状況(\*)

事業名	県単独事業		国庫補助事業		合計	
	件数	決算額(円)	件数	決算額(円)	件数	決算額(円)
河川修繕費	33	138,803,686	-	-	33	138,803,686
河川改修事業	13	199,830,019	7	1,222,575,779	20	1,422,405,798
河川維持改修事業	1	15,952,080	-	-	1	15,952,080
水防情報基盤緊急整備事業	4	152,216,314	-	-	4	152,216,314
河川環境整備事業費	1	10,000,000	-	-	1	10,000,000
急傾斜地施設改良費	1	1,045,000	-	-	1	1,045,000
急傾斜地崩壊対策事業	7	98,004,368	1	24,260,000	8	122,264,368
砂防関係事業調査費	-	-	15	119,533,162	15	119,533,162
公園整備費	13	36,674,880	3	65,509,000	16	102,183,880
合 計	73	652,526,347	26	1,431,877,941	99	2,084,404,288

\* 事業費の併合執行案件については、執行金額が大きい方に件数を加算しています

\* 県会計管理システムを基に作成しています

##### (2) 令和2年度許認可等事務処理状況(\*)

件 名	前年度 未処理 件数	本年度 申請 件数	内 訳				収 入	
			許可等	不許可	取下	未処理	調定件数	収入金額 (円)
行政財産使用許可	-	-	-	-	-	-	4	17,452
河川占用許可	14	416	418	-	6	6	1,187	88,804,588
法定外公共用財産使用許可	-	-	-	-	-	-	1	3,773,422
河川保全区域行為許可	-	39	39	-	-	-	-	-
急傾斜地内行為許可	-	59	59	-	-	-	-	-
公園設置許可	-	-	-	-	-	-	1	10,777
公園施設管理許可	-	-	-	-	-	-	2	1,169,588
公園占用許可	-	2	2	-	-	-	13	3,041,591
公園内行為許可	-	8	8	-	-	-	2	51,810
河川等境界確認	-	20	20	-	-	-	-	-
土砂処理計画届出書	-	101	101	-	-	-	-	-
埋立行為許可	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	14	645	647	-	6	6	1,210	96,869,228

\* 河川占用許可の収入金額には、水利使用料、過年度許可分、国許可分が含まれています